

川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する
庁内検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市教育文化会館（以下「教育文化会館」という。）及び川崎市立労働会館（以下「労働会館」という。）の再編整備に関する検討、調整等を行うため、川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討会議は、次に掲げる事項について、検討、調整等を行う。

- (1) 再編整備に伴う市民館機能に関すること。
- (2) 再編整備に伴う労働会館の施設整備（特定天井対策及び耐震対策等を含む。）に関すること。
- (3) 再編整備後における施設の管理運営に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討会議は、座長、副座長及び別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 座長は、教育委員会事務局生涯学習部長をもって充てる。
- 3 副座長は、経済労働局労働・人材支援部長をもって充てる。

(会議)

第4条 庁内検討会議は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

(事務局)

第5条 庁内検討会議の事務局は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課及び経済労働局労働・人材支援部に置き、社会教育施設整備及び労政を担当する課長が所掌する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

総務企画局都市政策部企画調整課長
総務企画局公共施設総合調整室担当課長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
財政局財政部財政課長
経済労働局産業政策部企画課長
経済労働局労働・人材支援部担当課長〔労政・技能〕
経済労働局労働・人材支援部担当課長〔雇用・人材支援〕
まちづくり局施設整備部公共建築担当課長
建設緑政局富士見・等々力再編整備室担当課長
川崎区役所まちづくり推進部企画課長
川崎区役所まちづくり推進部地域振興課長
川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長
教育委員会事務局教育政策室担当課長〔企画調整〕

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長〔事業調整〕

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長〔社会教育施設整備〕